

令和3年2月2日

東京農工大学職員組合
中央執行委員長 殿

国立大学法人東京農工大学長
千葉一裕

「人事院勧告に基づく給与改定に関する申入への回答に対する追加申入書」への回答

令和2年12月21日付けの標記追加申入書につきまして、下記のとおり回答します。

記

(1) 給与改定について

前回の回答にも記載したように、法律で、国立大学法人の給与の基準は、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならないとされており、文部科学省からも、役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう適切に対応するよう要請が来ています。

以上を踏まえ、本学としては、法人化以降、利益改定、不利益改定にかかわらず、国家公務員の給与改定を考慮した給与改定を行ってきており、今年度についても同様に行いました。

また、追加申入書にありました、「本学常勤職員の平均年収が多くの大都市部の私立大学に比べて低い」については、国立大学法人職員と私立大学職員は給与決定方法等が異なるため一律に比較できないと考えます。

なお、全国立大学法人職員の給与の平均を100とした場合、本学職員の給与は106.9となっており（本学ホームページ掲載「役員の報酬等及び職員の給与水準の公表（令和元年度）」より）、職員の給与の水準は他の国立大学法人よりも相対的に高くなっています。

(2) 1号(旧)年俸制職員に対する給与改定について

令和2年11月11日に大学から説明した資料では「年俸制職員(承継職員を除く)は採用時に1年間を基本期間として年俸額を決定する」となっております。この方針に基づき、承継職員を除き、年俸制職員は、年度途中における給与改定は行っていません。

承継職員の1号(旧)年俸制職員については、これまでも人事院勧告に基づき、年度途中での給与改定を行ってきており、今回も同様に実施しました。

なお、令和3年1月現在で、1号(旧)年俸制職員の承継職員は38人、そのうち令和2年12月から年俸改定となったのは7人です。また、1号(旧)年俸制職員の非承継職員(特定有期雇用職員)は10人、そのうち令和2年12月から年俸改定となったのは0人です。(前述のとおり年度途中における給与改定は行っていません。)

また、令和2年12月から年俸改定となった職員に対しては、事務担当者からメール連絡していますが、今回の指摘を踏まえ、承継職員の1号(旧)年俸制職員全員に対し、人事院勧告及び本学給与改定により基本年俸の号俸及び額が下がる可能性があることを改めてメール周知しました。

(3) 申入書(新型コロナウイルス感染症への対応等)について

企業の倒産や失業が急増している中、国民の税金で運営している国立大学法人が増額の手当を支給するのは、国民の理解を得がたいと考えております。なお、新型コロナウイルス感染症への対応について尽力した職員も、勤勉手当等の優秀者となっております。

(4) 「同一労働同一賃金」の実現について

同一労働同一賃金については、本学としてもしっかりと対応していく所存です。対応状況は別表のとおりです。

入試業務に従事した非常勤職員等に対する入試手当については、今年度入試から支給することにし、規定の改正を行いました。

同一労働同一賃金への対応

実施状況	日付	待遇	対象職種	対応内容
実施済	R2.4.1	通勤手当	週5日未満勤務の教育・研究系非常勤職員	週勤務日数に応じた通勤手当を支給
実施済	R2.8.1	休暇、職専免	非常勤職員、専門職員	夏季休暇、結婚休暇、人間ドック職専免を新たに付与。病気休暇、忌引休暇をパートタイムへ付与
実施済	R3.1.28 (R2入試)	入試手当	非常勤職員、専門職員、看護技術員	